

第11回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成17年1月28日(金) 13:30~14:45

2 場 所 事務局第1会議室

3 新任部長の紹介(平成17年1月1日付け)

事務局長から、平成17年1月1日付けで着任した図書館部長の紹介があり、本人から挨拶があった。

4 第10回教育研究評議会議事要録の補足説明について

議長から、第10回教育研究評議会(平成16年12月24日開催)議事要録については既に学内にも公表されているが、報告事項「(10)平成17年度予算の概要」の記録の一部に議長の発言した真意が必ずしも明確でない箇所があったことから、改めてこの点について説明する旨の発言があり、次のような補足説明があった。

○平成17年度予算の概要について報告した際に、本学の平成17年度予算に関して、今後相談すべき事項も含めて大要3点について説明した。前回の本会議でも説明したとおり、今後相談すべき事項として、部局への配分経費が3%減じられることが想定される中、弾力的、重点的な配分経費を確保する方策の一手法として、基盤経費の配分の在り方も検討の対象となると考えられることから、今後、皆様の知恵を頂きながら最善の方策を見出したいので協力願いたいというのが本旨であり、本日補足するとともに、前回説明した大要3点については、今後の検討課題であることを本日の議事要録にとどめさせて頂きたい。

5 議 事

(1) 平成17年度年度計画(案)について

議長から、平成17年度年度計画(案)について審議の提案があった後、理事(総務・企画担当)から、本案の作成にあたっては、平成16年度年度計画の進捗状況を勘案し、また、教育、研究の分野等に関しては各部局の取り組みにも配慮して策定したものである旨の説明があった。

引き続き、平成17年度年度計画(案)に関して、重点的に取り組む項目を中心に資料1に基づき説明があり、審議された後、本案については各部局に持ち帰り検討願い、意見等があれば2月10日(木)までに総務部企画課へ提出するよう依頼があった。

また、今後のスケジュールとして、経営協議会からの意見等と合わせて検討を重ね、2月24日開催の教育研究評議会及び3月16日開催予定の経営協議会で審議願い、

役員会で最終的に審議する旨の説明あった。

(2) 長崎大学における第三者評価対応体制及び目標・計画の立案体制について

議長から、長崎大学における第三者評価対応体制及び目標・計画の立案体制について審議の提案があった。

引き続き、理事（総務・企画担当）から、資料2に基づき、企画・評価本部及び同専門部、企画評価室の役割、位置付け等についての説明があり、審議された後、本案については各部局に持ち帰り検討願ひ、意見等があれば2月8日（火）までに総務部企画課へ提出するよう依頼があった。

6 報告事項

(1) 平成16年度年度実績報告書の策定について

理事（総務・企画担当）から、平成16年度年度実績報告書の案の作成体制及び策定スケジュールの概要について、資料3に基づき報告があった。加えて、本報告書の策定に関し、各部局等に対し協力依頼があった。

(2) 授業料の改定について

理事（人事・教育担当）から、授業料の改定について、次のような報告があった。

○ 平成17年度授業料及び平成18年度入学料・検定料については、平成16年10月12日開催の役員会において「標準額」とすることが決定された。その後、文部科学省から、資料4（1・2頁）のとおり12月22日付けで「国立大学の授業料標準額の改定について」の通知が発出され、3月末に国立大学等の授業料その他の費用に関する省令が改正される見込みとなった。これを受けて、1月20日開催の経営協議会及び1月21日開催の役員会において審議した結果、本学においては次のとおり取り扱うこととした。

- ① 本学の授業料を定めた「長崎大学授業料，入学料，検定料及び寄宿料徴収規程」は、同省令が正式に改正された後、資料4（4・5頁）のとおり改正する。
- ② 従来実施してきた新生に係る授業料の前倒し収納は、行わない。
- ③ 研究生，科目等履修生及び熱帯医学研究所研修生の授業料については、同省令では定められておらず、各国立大学が独自に定める必要があるが、従来から、学部学生の授業料のアップ率に準じて改定されているため、本学においても同様のアップ率で改定する。

(3) 中央図書館学生懇談会について

附属図書館長から、文教地区の学生を対象として中央図書館への要望等を聴取するために開催した中央図書館学生懇談会（12月13日開催）の概要について、資料5に基づき報告があった。

(4) その他

ア 学内共同教育研究施設等の長の選考方法について

議長から、学内共同教育研究施設等の長の選考方法について、次のような説明があった。

- 任期満了等で学内共同教育研究施設等の長を選出する際の手続きに関しては、昨年度までは部局長会議が学内共同教育研究施設等のみなし教授会の機能を担っており、同会議において選考を行い、学長が任命していた。

昨年4月に制定された各センター規則においては、センター長は学長が指名する理事をもって充てるとされているものを除き、「計画委員会の議に基づき、学長が任命する。」と規定されており、従前の部局長会議の任務は各学内共同教育研究施設等の計画委員会に移行している。

本年度末に先導生命科学研究支援センター長と生涯学習教育研究センター長が任期満了となるが、後任の選考方法については、各計画委員会で検討されることとなるので、確認のため、本日再度報告するものである。

イ 2月及び3月の教育研究評議会の開催日時について

総務課長から、2月及び3月の教育研究評議会の開催日時について連絡があった。

以 上